指定給水装置工事事業者のみなさまへ

西空知広域水道企業団より大切なお知らせ

指定給水装置工事事業者制度は 令和元年10月1日より 5年ごとの更新制が導入されます

- ●令和元年10月1日より「水道法の一部を改正する法律」が施行され、指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制が導入されます。これにより、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。
- •現行制度で指定を受けている指定給水工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)
- ※期間内に更新申請がなされない場合は失効となりますのでご注意ください。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日~平成11年3月31日	令和元年9月30日~令和2年9月29日の1年間
平成11年4月1日~平成15年3月31日	令和元年9月30日~令和3年9月29日の2年間
平成15年4月1日~平成19年3月31日	令和元年9月30日~令和4年9月29日の3年間
平成19年4月1日~平成25年3月31日	令和元年9月30日~令和5年9月29日の4年間
平成25年4月1日~令和元年9月30日	令和元年9月30日~令和6年9月29日の5年間

初回の更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、別途お知らせいたします。

※なお、郵便の不着等による再通知はいたしませんのでご注意ください。

●指定更新の要件は新規指定と同様となります

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者
- ※水道法第25条の3及び水道法施行規則第20条に準拠

◎指定更新申請時に別途確認する4項目

- i.指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii.指定給水装置工事事業者の業務内容 (営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii.給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

●更新申請に必要な書類

- ·<u>指定申請書</u>及び<u>誓約書</u>
- 機械器具調書
- <u>定款</u>及び<u>登記事項証明書</u>(法人)又は住民票(個人)
- •選任する主任技術者の確認書類 (<u>免状</u>又は<u>技術者証</u>等)

●その他別途確認する事項

■ 左の◎のとおり

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

◇更新の申請についてのお問い合わせは 西空知広域水道企業団 TEL0125-76-2486